



栃木県公報

平成26年
2月25日(火)
第2558号

目次

告示

○予定保安林	145
○地籍調査の成果の認証	146
○都市計画事業計画の変更認可	147
○同	147

公告

○土地改良区役員の就任	148
○土地改良区清算人の就職	148
○基本測量の終了	149
○同	149

正誤

○第2266号中	149
----------	-----

告示

栃木県告示第84号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 2月25日

栃木県知事 福田 富一

I

- 保安林予定森林の所在場所
日光市山久保1578、1616-26、1624-1から1624-5まで、1625-7、1625-21、1625-22
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 保安林予定森林の所在場所
日光市東小来川1514-1、5060、5063から5065まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東小来川1514-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

日光市宮小来川609-1、609-2、609-4、4886、4887、4889-1、4890-1、4895-1、4896、4897、4904-1、4905、4906-1、4906-3、4907、中小来川4882から4885まで、東小来川4904-2、4914から4919まで、4920-1、4920-3、4921、4923から4925まで、4926-1、4926-2、4927、4929から4935まで、4941、4942、4944、4946-1、4947-1から4947-4まで、4948、4952、4954、4956から4959まで、4961から4963まで

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅳ

1 保安林予定森林の所在場所

日光市東小来川4943、4945

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第85号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したの

で、同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市氷室町の一部	宇都宮市氷室町の一部（氷室Ⅹ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年2月12日
那須烏山市	那須烏山市大木須の一部	那須烏山市大木須の一部（大木須Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年2月12日
那須烏山市	那須烏山市旭一丁目及び中央二丁目の各一部	那須烏山市旭一丁目及び中央二丁目の各一部（日野町Ⅱ・中央Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年2月12日
那珂川町	那珂川町和見の一部	那珂川町和見の一部（和見Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年2月12日

(農村振興課)

栃木県告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成22年栃木県告示第449号足利佐野都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
佐野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画道路事業 3・5・212号 奈良淵掘米線
- 3 事業施行期間
平成22年8月20日～平成29年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

栃木県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年栃木県告示第582号小山栃木都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
小山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画道路事業 3・4・7号 小山野木線（栗宮工区）
- 3 事業施行期間
平成21年11月6日～平成30年3月31日

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

(都市整備課)

公 告

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年 2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
篠井西部土地改良区	監 事		半田 國夫	宇都宮市石那田町1554		26.2.2
	〃		高橋 章夫	〃 〃 1359-2		〃
	〃		碓氷 昭一	〃 〃 1218-1		〃

○土地改良区清算人の就職

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について就職の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成26年 2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	就職年月日
篠井西部土地改良区	高橋 護	宇都宮市石那田町1411	26.2.4
	大草 忠良	〃 〃 744-1	〃
	半田 左門	〃 〃 1579	〃
	高橋 実	〃 〃 1384	〃
	大草 健一	〃 〃 1217-2	〃
	松島 清	〃 〃 1292	〃
	松島 享	〃 〃 1262	〃
	高橋 昇	〃 〃 1378-1	〃
	高橋 英夫	〃 〃 1395	〃
	福田 成夫	〃 〃 1110	〃
	大草 守	〃 〃 1140	〃
	福田 敏夫	〃 〃 1008	〃

(農地整備課)

○基本測量の終了

平成25年 6月18日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年 2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業地域
真岡市、芳賀郡益子町及び芳賀郡茂木町
- 3 作業期間
平成25年 7月1日から平成26年 1月24日まで

○基本測量の終了

平成25年11月 8日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年 2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業地域
那須塩原市及び那須郡那須町
- 3 作業期間
平成25年10月21日から平成26年 1月24日まで

(監理課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2266号	303	下から 5	江田 博通	江田 博道
		下から 3	山田 精一	山田 清一